

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例施行規則

平成27年4月1日

規則第20号

改正 平成28年3月15日規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

**第2条** 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

(開示決定等の通知書)

**第3条** 条例第11条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第11条第1項の規定による公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 条例第11条第1項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 条例第11条第2項の規定による公文書の全部を開示しない旨の決定 公文書非開示決定通知書（様式第4号）

(開示決定等の期間の延長通知書)

**第4条** 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 条例第13条第2項の書面 開示決定等期間延長通知書（様式第5号）
- (2) 条例第13条第3項の書面 開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）

(事案移送通知書)

**第5条** 条例第14条第1項の書面は、事案移送通知書（様式第7号）により行うものとする。

(第三者に対する通知)

**第6条** 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
  - (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
  - (3) 意見書の提出先及び提出期限
- 2 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める通知書等により行うものとする。

- (1) 条例第15条第2項の書面 意見照会書（様式第8号）
- (2) 条例第15条第3項の書面 開示決定をした旨の通知書（様式第9号）  
（電磁的記録の開示の方法）

**第7条** 条例第16条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ又はビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付
- (2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付  
（公文書の開示の実施）

**第8条** 公文書（公文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものを含む。次項において同じ。）の閲覧又は視聴は、実施機関が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 実施機関は、開示決定を受けた者で公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 公文書の写し（前条第1号に規定する録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

（審査会諮問通知）

**第9条** 条例第20条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第10号）により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

様

郵便番号

住所〔 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地 〕

開示請求者

氏名〔 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示請求に係る公文書の名称又は内容	
<p>公文書の開示を請求することができるものの区分</p> <p>〔1から5までのうち、該当するものを一つ〇で囲み、( )内に必要な事項を記入してください。〕</p>	<p>1 市内に住所を有する者</p> <p>2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>〔 事務所等の名称 事務所等の所在地 〕</p> <p>3 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>〔 勤務先の名称 勤務先の所在地 〕</p> <p>4 市内に存する学校に在学する者</p> <p>〔 学校の名称 学校の所在地 〕</p> <p>5 当該実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>〔 利害関係の内容 〕</p>
<p>開示の方法の区分</p> <p>〔希望する方法に△印を付してください。〕</p>	<p>1 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 写しの交付</p> <p>(1) <input type="checkbox"/> 開示請求に係る公文書の全部を希望する。 <input type="checkbox"/> 公文書を閲覧した後、必要な部分を希望する。</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送での交付を希望する。</p>

以下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 即日開示	2 後日決定
対象公文書の名称 (即日開示の場合のみ記入すること。)		
担 当 係 等 備 考		

様式第2号（第3条第1号関係）

公文書開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	時 分
	場所		
担当係等	電話番号		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当係等に連絡してください。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

様式第3号（第3条第2号関係）

公文書部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、伊豆市伊豆の  
国市廃棄物処理施設組合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を開  
示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
開示しないことと した部分、その根 拠規定及び当該規 定を適用した理由			
公文書の開示を実施 する日時及び場所	日 時	年 月 日	時 分
	場 所		
担 当 係 等	電話番号		
備 考			

(注)

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当係等に連絡してください。
- 3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 4 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者に対して審査請求をすることができます。（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を被告（訴訟においては、組合管理者が被告の代表となります。）として、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。（決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第3条第3号関係）

公文書非開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

図

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、伊豆市伊豆の  
国市廃棄物処理施設組合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり全部を開  
示しないことに決定したので通知します。

公文書の名称	
開示しないこととし た根拠規定及び当該 規定を適用した理由	
担 当 係 等	電話番号
備 考	

(注) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者に対して審査請求をすることができます。(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合を被告(訴訟においては、組合管理者が被告の代表となります。)として、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。(決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第4条第1号関係）

開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、伊豆市伊豆の  
国市廃棄物処理施設組合情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり開示決定  
等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称	
条例第13条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当係等	電話番号
備考	



様式第6号（第4条第2号関係）

開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、伊豆市伊豆の  
 国市廃棄物処理施設組合情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり開示決定  
 等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称				
条例第13条第1項の 規定による決定期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	
開示請求に係る公文書 のうちの相当の部分に つき開示決定等をする 期間及び当該期間内に 開示決定等をする部分	期 間	年	月	日から
	開示決定等 をする部分	年	月	日まで
残りの公文書について 開示決定等をする期限	年	月	日	
条例第13条第3項の 規定を適用する理由				
担 当 係 等	電話番号			
備 考				

様式第7号（第5条関係）

事 案 移 送 通 知 書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、伊豆市伊豆の  
 国市廃棄物処理施設組合情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移  
 送したので通知します。

なお、公文書の開示決定等は、事案の移送先の実施機関において行われます。

公文書の名称		
移送先	実施機関	
	担当課・局等	電話番号
移送をした日		年 月 日
移送の理由		
移送元等の 担当係等		
備考		

様式第8号（第6条第2項第1号関係）

意 見 照 会 書

第 年 月 日 号

様

印

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、 年 月 日までに意見書を提出してください。

公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当係等)	電話番号
備 考	

様式第9号（第6条第2項第2号関係）

開示決定をした旨の通知書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで請求のあったあなたに関する情報が記録された公文書の開示をすることを次のとおり決定したので、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

公文書の名称	
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容のうち開示決定に係る部分及びその理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 係 等	電話番号
備 考	

様式第10号（第9条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 年 月 日 号

様

印

次のとおり開示決定等に対する不服申立てについて伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例第20条の規定により通知します。

公文書の名称	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
担当係等	電話番号
備 考	